

付議案第 40 号

通学区域の設定等について

上記の付議案を提出する。

令和 4 年 7 月 27 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、令和 6 年 4 月開校予定のアイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定と、照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 9 号の規定により付議するものである。

1. アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定

次のように通学区域の設定を行う。

(1) アイランドシティ地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。

ア アイランドシティ地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。

照葉北小学校の通学区域のうち、

香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、みなと香椎一丁目から三丁目

香椎照葉七丁目 28 番 1、7、12、14、

29 番 13、58、124 から 126、128、129

イ 新設小学校の中学校区は、照葉中学校区とする。

(2) 新設小学校開校時の令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

2. 照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について

- (1) 照葉北小学校の通学区域のうち、香椎照葉三丁目（香椎照葉三丁目1番、2番（2号から5号を除く））を照葉小学校の通学区域に変更する。
- (2) 令和6年4月1日から実施する。

アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定と 照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について

1 設定内容

- (1) アイランドシティ地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。
照葉北小学校の通学区域のうち、
香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、みなと香椎一丁目から三丁目
香椎照葉七丁目 28 番 1、7、12、14、29 番 13、58、124 から 126、128、129
- (2) 新設小学校の中学校区は、照葉中学校区とする。
- (3) 照葉北小学校の通学区域のうち、香椎照葉三丁目（香椎照葉三丁目 1 番、2 番（2 号から 5 号を除く））を照葉小学校の通学区域に変更する。

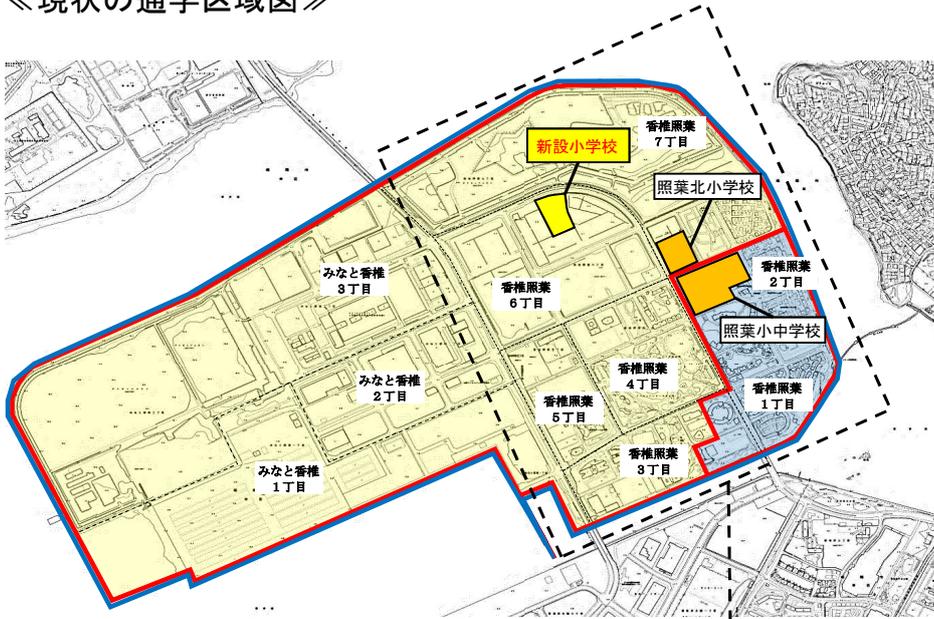
2 設定理由

- (1) アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定について
アイランドシティ地区内では、今後も大規模な住宅開発が予定されており、照葉北小学校の児童数が増加し、31 学級以上の過大規模の状況が長期にわたり継続することが見込まれることから、学校規模の適正化を図るため、新設小学校を設置する。
新設小学校はアイランドシティの北側に位置するため、周辺の香椎照葉 5 丁目、香椎照葉 6 丁目及び今後住宅開発が予定されている香椎照葉 7 丁目の一部を照葉北小学校の通学区域から、新設小学校の通学区域へ設定するもの。
- (2) 照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について
照葉小学校の通学区域では、今後大規模な住宅開発の予定がなく、児童数の減少が見込まれており、照葉北小学校の通学区域のうち、香椎照葉三丁目の区域を、照葉小学校の通学区域に変更することで、学校規模の平準化を図れることから、通学区域の変更を行うもの。

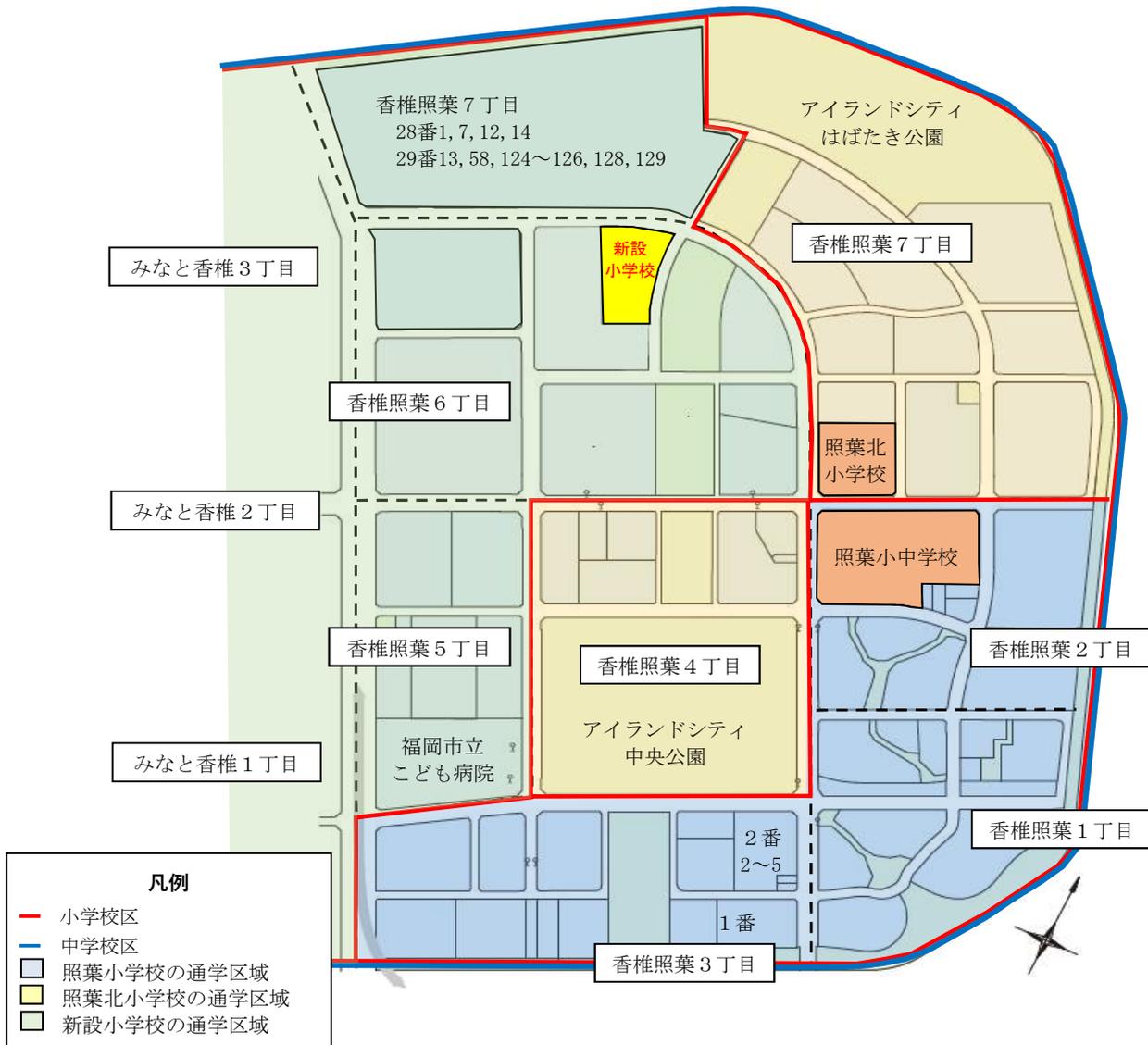
3 実施時期

新設小学校開校時の令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

《現状の通学区域図》



《設定後の通学区域図》



4 新設小学校関係校の学級数・児童数推移と推計

＜推移＞各年度5月1時点実績

		H30	R1	R2	R3	R4
照葉北小学校	学級数		21	26	34	36
	児童数		598	759	907	1,034
照葉小学校	学級数	41	26	27	27	27
	児童数	1,286	760	759	777	744
照葉中学校	学級数	14	15	17	19	22
	生徒数	449	518	560	599	624

※特別支援学級含む

＜令和3年度 児童数推計＞

		R5	R6	R7	R8	R9
新設小学校	学級数		19	22	24	28
	児童数		450	532	604	746
照葉北小学校	学級数	45	30	30	31	34
	児童数	1,212	816	853	876	914
照葉小学校	学級数	27	34	33	32	31
	児童数	775	928	919	904	862
照葉中学校	学級数	21	23	25	28	30
	生徒数	680	743	796	889	961

※特別支援学級含む：R5年 照葉北小6学級、照葉小3学級、

R6年以降 新設小4学級、照葉北小4学級、照葉小4学級

【参考】

(1) 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和4年7月	教育委員会会議（付議） 「アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定」
令和5年2月	福岡市立小学校設置条例の一部を改正する条例案提出
令和6年4月	アイランドシティ地区新設小学校（仮称）開校

(2) 通学区域の設定に関する地域・保護者との協議経過等

時 期	経 緯
令和3年5月30日	第1回通学区域協議会の開催 ・通学区域に関する協議を行うため、照葉北校区の保護者・地域関係者・学校関係者からなる協議会を設置 ・通学区域設定の基本的な考え方等を決定
令和3年6月27日	第2回通学区域協議会の開催 ・新設小学校通学区域案の提示、検討
令和3年8月8日～ 令和3年8月9日	照葉北校区住民説明会の実施 ・照葉北校区の住民に対し、通学区域協議会の協議状況の説明を実施。 ※各自治会・町界ごとに説明会を実施（全5回）。
令和3年10月3日	第3回通学区域協議会の開催 ・照葉小を含む通学区域設定の案を提示。
令和3年11月28日	第4回通学区域協議会の開催 ・提示している2つの通学区域案に加え、さらに2案を提示。
令和3年12月14日～ 令和3年12月23日	地域住民説明会 ・第4回通学区域協議会で提示した4つの案について、照葉北校区内でアンケートを実施。（約2,600世帯にアンケート配布、642件回答）
令和4年1月30日	第5回通学区域協議会の開催 ・アンケート結果を参考に新設小の通学区域について検討を行い、新設小学校の通学区域案決定
令和4年2月21日	新設小学校の通学区域の設定については、照葉北校区自治協議会会長・副会長・こども・青少年部会会長、照葉北校区各自治会等会長・代表、照葉北小学校PTA会長・担当副会長、及び照葉校区自治協議会会長、照葉まちづくり協会会長、照葉小中学校PTA会長と確認書を締結。

(写)

学通第1号
令和4年7月15日

福岡市教育委員会 様

福岡市立学校通学区域審議会
会長 高妻 紳二郎



通学区域の設定について（答申）

令和4年7月14日付、教通区第28号で諮問を受けた標記の件については、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

本審議会は、通学区域の基本方針を踏まえ、諮問事項について、学校や関係地域の実情等を勘案し、慎重に審議した結果、次のとおり通学区域の設定を行うことが適当であるとの結論を得たものである。

1 アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定について

（1）設定内容

ア アイランドシティ地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。

照葉北小学校の通学区域のうち、

香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、みなと香椎一丁目から三丁目

香椎照葉七丁目28番1、7、12、14、29番13、58、124から126、128、129

イ 新設小学校の中学校区は、照葉中学校区とする。

（2）実施時期

新設小学校開校時の令和6年4月1日から実施する。

2 照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について

（1）設定内容

照葉北小学校の通学区域のうち、香椎照葉三丁目（香椎照葉三丁目1番、2番（2号から5号を除く））を照葉小学校の通学区域に変更する。

（2）実施時期

令和6年4月1日から実施する。